

2 豊行（情運）第 4 号

令和 3 年 1 月 5 日

豊橋市長 浅井 由 崇 様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会長 佐野 真一郎

特定個人情報ファイルの取扱い（評価の再実施）について（答申第 2 4 号）

令和 2 年 1 0 月 5 日付け 2 豊市税第 3 9 2 号にて諮問のあった案件について、下記のとおり答申する。

記

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 8 条第 1 項に基づき作成した、個人住民税に関する事務に係る全項目評価書による特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報保護評価に関する規則等の規定に基づき特定個人情報保護評価を再実施し、審議した結果、特定個人情報ファイルの取扱いにおおむね問題がないと認める。

なお、前回の答申（答申第 1 2 号）にて付記した意見については、当該意見に従った措置等が実施されていたと認められる。

ただし、実施機関は、次の 3 点に留意されたい。

- 1 全項目評価書の承認に際しての適合性の観点における適切な方法で国民の意見を求めることについて、広く市民の意見を求めることができるよう、その手法について再度検討すること。
- 2 アクセスログの保存期間について、5 年以上に延長できないか検討すること。
- 3 保存期間を過ぎたデータの削除方法について、手続面も含めてどのように削除するのか具体的に検討すること。